

## 生活あんしんサービス(おうちプラン/自転車プラン) 重要事項説明

本書面は、生活あんしんサービス(おうちプラン/自転車プラン)をご利用いただく際に注意が必要な重要事項をご説明するものです。ご契約になる内容を十分にご理解いただいたうえで、お申し込みください。

### - おうちプラン/自転車プラン共通 -

#### ■ サービス提供会社について

本サービスは、KDDI 株式会社が提供します。

#### ■ 生活あんしんサービス ウェブサイト

<https://www.kddi.com/catv-service/anshin/>

#### ■ 個人情報の取り扱いについて

お客様が申込書等に記入いただいた情報は、お申込みいただいたケーブルテレビ事業者から当社に提供されます。

お客様の情報については、当社のプライバシーポリシーに基づき取り扱います。

#### ■ 入会/変更/退会の受付について

本サービスに関する入会/変更/退会のお申込みは、当社と提携しているケーブルテレビ事業者にて受け付けます。

なお、お客様がご利用のケーブルテレビ事業者との契約をすべて解約されると、併せて本サービスも解約となる場合があります。

#### ■ 利用料について

本サービスの利用料は、入会をお申込みいただいたケーブルテレビ事業者から請求されます。

・おうち & 自転車パック: 月額 590 円(税抜) 自動更新

・おうちプラン: 月額 400 円(税抜) 自動更新

・自転車プラン: 月額 400 円(税抜) 自動更新

※初回加入時は初月無料になります。

#### ■ サービスのご利用について

本サービスのご利用の際には、必ず、下記の「生活あんしんサービス コールセンター(ご加入者専用)」に連絡をいただく必要があります。

お客様がご自身で業者等を手配された場合は、本サービスの対象(無料)となりませんのでご注意ください。

保険の内容に関するご質問や、事故のご報告についてもこちらの電話番号となります。

生活あんしんサービス コールセンター (ご加入者専用)	受付時間
0120-985987 (通話料無料)	年中無休 24 時間 365 日受付

#### ■ ご利用可能な地域について

日本全国でご利用いただけます。ただし、一部離島もしくは地域によってご利用いただけない場合があります。

## おうち＆自転車パックについて -

### ■ おうち＆自転車パックの概要

おうち＆自転車パックにご加入いただくと、おうちプランと自転車プランの両方のサービスをご利用いただくことができます。パックでご加入頂く場合とそれぞれのプランにご加入いただく場合とで、ご利用いただけるサービス内容に違いはありません。

#### - おうちプランについて -

### ■ おうちプランの概要

おうちプランは、日常生活で発生する「緊急に対応してほしい」という住まいのトラブルに対応するサービスです。水まわり、電気設備、ガス設備、鍵、ガラスのトラブルについて、部品交換や特殊対応が不要な 60 分程度の作業を無料で行います。また、室内建具や玄関ドア、網戸のがたつき、収まりが悪いといった場合に調整や増し締めなどの簡易的な作業を 30 分程度無料で行います。

本サービスはトラブル時の一次的な応急対応を行うものであり、無料サービス内において、トラブル・不具合の完全復旧・修復を保証するものではありません。部品交換や特殊対応が必要な場合や、制限時間内程度の作業では対応できない場合、部品・部材が必要となる場合は特殊作業費、超過作業費、部材費について、お客様の実費負担となります。

### ■ おうちプランの主なサービス内容

#### ① 水まわりのトラブル

対象住戸の水まわりでトラブルが発生した時に、応急修理を無料で行います。

- トイレがつまって水が溢れ出した
- 排水口がつまつた
- 蛇口から水漏れしている
- 温水洗浄便座から水が出ない、止まらない

#### ② 電気設備のトラブル

対象住戸に設置された電気設備でトラブルが発生した時に、応急修理を無料で行います。

- エアコンの作動不良や異音
- 照明が点灯しない
- 換気扇の作動不良や異音

#### ③ ガス設備のトラブル

対象住戸に設置されたガス設備でトラブルが発生した時に、応急修理を無料で行います。

- ガスコンロが着火しない、火力が弱い
- 給湯器からお湯が出ない

#### ④ 鍵のトラブル

対象住戸の玄関鍵を紛失した場合など、入室が不可能となった場合に開錠作業を無料で行います。

#### ⑤ ガラスのトラブル

対象住戸と外気を区切っているガラス(窓ガラス・ベランダなどのドアガラス)が破損した時の清掃及び養生を無料で行います。

#### ⑥ 建具の調整

対象住戸の玄関扉、室内建具、室内ドア、網戸の外れ、がたつき、収まり不良について、簡易的な補修・調整作業を無料で行います。

## ■ おうちプランのご注意事項

・各サービスで無料となる費用は、応急修理に関する出張代、作業代、修理工代となります。部品交換が必要な場合の部品代・作業代、制限時間内程度の応急修理を超える特殊作業が必要な場合等は、お客さまに実費をご負担いただきます。なお、実費が発生する場合には、作業着手前にお見積を提示し、お客さまのご了解を得た上で対応します。

※実費負担分の精算は駆けつけた出動業者と直接行っていただきます。

・賃貸物件にお住いのお客さまについては、原則、部品・設備の交換に関して、管理会社やオーナーの承認を得てからの作業となります。承認・確認についてはお客さまより管理会社等へご連絡していただきます。

・玄関鍵の開錠作業時には、運転免許証やパスポートなど顔写真入り、かつ現住所記載の身分証明書等による本人確認が必要です。提示が無い場合は本サービスをご提供できない場合がございます。また、警察の立ち合いを求める場合があります。

・本サービス加入時に登録いただいた物件以外からのご依頼はサービス対象外となります。転居の際は、お申込みいただいたケーブルテレビ事業者に住所変更をご申告ください。

## - 自転車プランについて -

## ■ 自転車ロードサービスについて

自転車ロードサービスでは、専門スタッフが、故障した自転車をお客さまご指定の場所までお運びします。

外出先での自転車故障はもちろんのこと、お客さまのご自宅・駐輪場にも出動します。利用回数に制限はありません。

### 【自転車ロードサービスについて、ご注意いただきたい事項】

- ・地域・天候・道路事情等の影響により、サービスが提供できない場合や、現場への到着に時間がかかることがあります。  
通常は1時間～2時間程度で駆けつけます。
- ・1トラブルにつき1回の利用で20kmまでの搬送対応となります。20kmを超過した場合にかかる費用は、お客さまのご負担となります。同一のトラブルで2回以上の利用はサービス提供対象外となります。
- ・本サービスをご利用いただけるのは、ご加入者本人とご本人の配偶者及びその他親族とします。
- ・サービス利用者が未成年者の場合は、サービス提供業者による親権者の同意確認が必要となります。

### 【自転車ロードサービスについて、サービス提供ができない主な場合】

- 交通事情、気象状況
- 盗難/紛失
- 鍵紛失/不具合
- 故意または重大な過失
- 犯罪行為
- 自然災害
- 競技競争
- 違法改造車 等

## ■ 自転車プラン付帯保険について

自転車プランには日常生活全般の賠償事故を補償する最大 1 億円の個人賠償責任補償と、自転車搭乗時の事故等によるケガで 3 日以上入院した場合の入院一時金の補償がセットされています。

### 【補償対象となる事故例】

#### ・個人賠償責任補償

被保険者(補償の対象となる方)が他人の「身体」や「財物」に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合。

- 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。
- 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。
- 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
- 自転車で走行中に歩行者とぶつかり後遺障害を負わせた。
- マンションの自宅の風呂場からの水漏れにより、階下の戸室の家財に損害を与えてしまった。
- ガス爆発によって、隣の建物を損壊させた。
- ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭に当たり死亡させた。など

#### ・入院一時金

- 自転車で電柱にぶつかりケガをして 3 日以上入院した。
- 自転車同士でぶつかりケガをして 3 日以上入院した。
- 歩行中に自転車にはねられてケガをして 3 日以上入院した。など

## 「生活あんしんサービス 自転車プラン」付帯保険

【スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲:自転車搭乗中等のみ補償特約付帯)】

### 補償の概要

「生活あんしんサービス 自転車プラン」付帯保険は、被保険者(補償の対象となる方)が補償期間中に自転車に係る事故(※)により傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。なお、個人賠償責任保険金は、自転車に係る事故以外の日常生活に起因する賠償責任も補償の対象となります。

※「自転車に係る事故」とは、自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

### 【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に免責日数(2日)を超えて入院された場合	10,000円 (入院一時金額の全額)  ※1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は、合わせて1回の入院として取扱います。)	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・競技・競争もしくは興行またはこれらのための練習のために自転車に搭乗している間の事故 ・ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2)など  (注1)テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。  (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをおきます。
個人賠償責任保険金(特約)	被保険者(注1)が日常生活における偶然な事故や住宅(注2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合  (注1) この特約の被保険者の範囲はご本人・ご本人の配偶者・その他親族となります。なお、被保険者には責任無能力者を含みません。  (注2) 住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	損害賠償金の額 - 自己負担額(0円)  ※1回の事故につき個人賠償責任保険金額(1億円)を限度とし、別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。  ※賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。  ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることができます。	(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波など  (2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・同居する親族に対する損害賠償責任 ・第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任など  (注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。

#### 【その他の特約】

特約の名称	特約の概要
賠償事故解決特約	<p>個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う特約です。</p> <p>ただし、次の場合は、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉の進め方の相談など、円満な解決に向けたお手伝いをします。</p> <p>&lt;示談交渉を行うことができない主な場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 日本国外において発生した賠償事故の場合</li><li>○ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合</li><li>○ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合</li><li>○ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</li><li>○ 賠償事故について、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</li></ul> <p>など</p>

#### 【被保険者（補償の対象となる方）】

会員様（サービスの提供を受ける人）ご本人、ご本人の「配偶者」（同居・別居は問いません）、ご本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族・3親等内の姻族）、会員ご本人またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）のお子さま。

#### 【補償開始日時・保険期間】

「生活あんしんサービス 自転車プラン」会員期間開始日の午前0時から補償開始となり、会員期間中補償が継続されます。

（注）なお、購入後、「生活あんしんサービス 自転車プラン」を解約された場合は、その手続きをされた日の翌月1日午後4時をもって補償は終了します。

#### 【万一、事故が発生した場合の手続き】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

<連絡先> 「生活あんしんサービス 自転車プラン事故受付デスク」 0120-985-987(24時間365日)

#### 【お申込みにあたってのご注意】

- ・「生活あんしんサービス 自転車プラン」付帯保険は保険契約者及び、取扱代理店をKDDI株式会社、引受保険会社をau損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険（傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯）の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。
- ・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはau損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険普通保険約款・特約をご確認ください。（<http://www.au-sonpo.co.jp>）

#### 【個人情報の取り扱いについて】

- ・KDDI株式会社は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用いたします。
  - I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため
  - II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため
  - III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項、改めてお客様と接触する必要が発生した際のため
  - IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
  - V. 傷害保険サービスの提供会社であるau損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のため及び引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスのご案内そのため
- また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細についてはau損害保険株式会社のホームページ（<http://www.au-sonpo.co.jp>）をご覧ください

#### 【取扱代理店】

KDDI株式会社

#### 【引受保険会社】

au損害保険株式会社

B19E320445(2003)

以上